

③ 企業での活用の促進

- 事業主が雇用する労働者に対して社外のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合又は一定の企業内のキャリア・コンサルタントを配置してキャリア・コンサルティングを実施した場合に、キャリア形成促進助成金を支給
- 企業内の職業能力開発の推進役である職業能力開発推進者に対して導入レベルのキャリア・コンサルティング技法・知識を付与（平成16年度から本格開始）

職業能力開発促進法上の位置付け

第十条の二 事業主は、前2条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

- 一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について配慮すること。

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努めなければならない。

- 一 (略)
 - 二 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
 - 三 情報及び資料を提供すること。
- 2 国及び都道府県は、職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者に対し、前項第二号及び第三号に掲げる援助を行うように努めなければならない。
- 3、4 (略)